

あなたの防火対象物は「甲種」ですか？「乙種」ですか？

防火対象物の用途は？

特定用途

集会場・遊技場・飲食店・店舗・旅館・ホテル  
病院・診療所・幼稚園・福祉施設等、主として  
不特定多数の出入りする防火対象物

非特定用途

下宿・共同住宅・学校・図書館・公衆浴場  
寺院・工場・車庫・倉庫・事業所等、主として  
特定用途以外の用途としている防火対象物

防火対象物の収容人員は？

収容人員の算定は、従業員の数・居住者の数。劇場・飲食店等は、イスの数。  
店舗等は、面積4.0㎡ごとに1人、事務所等は、面積3.0㎡ごとに1人として得た数。

30人未満

一部福祉施設は10人未満

50人未満

防火管理者の選任は不要

30人以上

一部福祉施設は10人以上

50人以上

防火対象物の延べ面積は？

300㎡未満

500㎡未満

乙種防火管理者の選任が必要！！

300㎡以上

一部福祉施設は全て

500㎡以上

甲種防火管理者の選任が必要！！

(注)一部福祉施設とは、自力避難が困難な者が入所する施設「施行令別表第1 6項ロ」をいう。